

29 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 地区社協財政調整基金管理規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 27 号

(設置の目的)

第1条 地区社協における福祉事業等の推進を図るため、合併前社会福祉協議会財政調整基金等の基金を継続するため、地区社協財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 会員等から10万円以上の福祉事業等指定寄付金があった場合に限り、この基金に積みたてるものとする。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処 分)

第6条 地区福祉事業等に要する経費に充てるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定により基金を処分する場合は、予算に定めるところにより、これを一般会計に繰り出すものとする。

(補 足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。